特定低公害・低燃費車の該当要件（排出ガス・燃費の性能基準）の見直し

EV及びFCVのほか、以下の排出ガス基準及び燃費基準の両方を満たした車が特定低公害・低燃費車となります。

●PHEV

令和９年４月１日以降に導入するPHEVは全て特定低公害・低燃費車となります（排出ガス基準の撤廃）。

第5期（R9年3月31日まで）以前導入済車両の要件		
自動車の種別	排出ガス基準	燃費基準
乗用車、軽乗用車、軽量車及び中量車	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	なし
重量車	NOx0.63g/kWh以下・ PM0.007g/kWh以下	なし

第6期（R9年4月1日以降）導入車両の要件		
自動車の種別	排出ガス基準	燃費基準
乗用車、軽乗用車、軽量車、中量車及び重量車	なし	なし

●EV・FCV・PHEV以外の車両

【乗用車、軽量車、中量車：ガソリン車要件、重量車：ディーゼル車要件抜粋】
他の燃料種別については環境局HPを御確認ください。

第5期（R9年3月31日まで）以前導入済車両の要件		
自動車の種別	排出ガス基準	燃費基準
乗用車	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	R2年度基準120%以上達成
軽量車 （貨物車・乗合車）	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	H27年度基準125%以上達成
中量車 （貨物車・乗合車）	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	H27年度基準110%以上達成
	H17年基準50%以上低減 又はH30年基準50%以上低減	H27年度基準115%以上達成
重量車 （貨物車・乗合車）	H28年規制適合 又は NOx 0.63g/kWh以下、PM 0.007g/kWh以下（JE05）	H27年度基準110%以上達成 又はR7年度基準95%以上達成 （車両総重量3.5～7.5t） ※
		H27年度基準105%以上達成 又はR7年度基準90%以上達成 （車両総重量7.5t超） ※

第6期（R9年4月1日以降）導入車両の要件			
自動車の種別		排出ガス基準	燃費基準
乗用車		H30年基準50%以上低減 ※ガソリン車の例	R12年度基準100%以上達成
軽乗用車			R12年度基準85%以上達成
軽量車	（貨物車）		R4年度基準100%以上達成
	（乗合車）		R12年度基準75%以上達成
中量車	（貨物車）		R4年度基準100%以上達成
	（乗合車）		R12年度基準75%以上達成
重量車	（貨物車）	H28年規制適合 ※ディーゼル車の例	R7年度基準105%以上達成
	（乗合車）		R7年度基準100%以上達成

※第５期以前導入車両で重量車R7年度燃費基準達成度要件を適用するのは、型式の2桁目がＶ又はＷの車両に限ります。